

## 解体工事事前周知報告書の記載について

文京区内で行われる全ての建築物の解体工事について、下記の通り解体工事事前周知報告書に必要事項を記載し、工事開始の7日前までに提出してください。

なお、控えが必要な場合は、提出用・控え用として正副2部ご用意ください。

### 1 発注者等

報告者（発注者等）欄には、「発注者」または「解体工事施工者（元請業者）」を記載してください。

なお、押印は不要となります。

### 2 解体建築物

解体建築物欄には、工事の名称、敷地の位置（住居表示）、建築物の概要、工事期間を記載してください。

なお、複数棟解体する場合は、下記の通り棟ごとに分けて記載してください。

建築物の概要	構造	①鉄骨造、②木造	階数	①地上〇階、地下〇階 ②地上〇階、地下〇階
	高さ	①〇m、②〇m	延べ面積	① 〇m <sup>2</sup> 、②〇m <sup>2</sup>

### 3 解体工事施工者

解体工事施工者欄には、元請業者又は自主施工者の住所、氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）、電話番号と現場責任者の氏名、連絡先の電話番号を記載してください。

### 4 標識

標識欄には、標識設置年月日を記載してください。

なお、標識は、工事開始日の30日前までに設置して下さい。

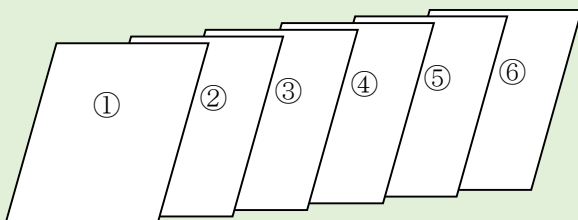
### 5 近隣説明

近隣説明欄には、説明時期と実施方法を記載してください。

なお、近隣説明は、工事開始日の15日前までに実施してください。

### 6 添付書類

報告書に添付した書類に☑をいれて、資料を添付してください。  
(複数棟を解体する場合は、②、③、④を棟毎に添付)



- ①解体工事事前周知報告書
- ②標識設置場所の写真（遠景及び近景）
- ③標識の掲示内容
- ④石綿等の分析調査結果書の写し
- ⑤標識の設置場所と近隣説明の範囲を案内図に記入したもの
- ⑥近隣説明で配布した資料



## ■ 標識の掲示場所と近隣説明の範囲を案内図に記入したもの

### 【近隣説明の範囲】

解体建築物に吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材が含有されている場合

解体建築物の高さの2倍の水平距離の範囲内  
※解体建築物の高さの2倍が15mに満たない場合は、15mを範囲

上記以外の場合

解体建築物の敷地境界線からの水平距離が15mの範囲



## ■ 近隣説明で配布した資料

下記の説明事項を説明し、配布した資料を添付してください。

(説明すべき事項)

- ① 解体建築物の規模・構造
- ② 解体建築物の位置及び隣接建築物との位置関係
- ③ 工期、解体方法、作業時間及び作業内容
- ④ 安全対策及び騒音、振動、粉じん等に対する公害防止対策
- ⑤ 作業範囲、資材、廃材等の搬出経路及び工事車両の通行経路
- ⑥ 石綿の使用状況

## 問合せが多い事項

- Q1 上屋は既に解体しており、基礎と地下室の解体を請け負うが届出が必要か。  
A1 地下室が建築物になるため届出が必要となります。
- Q2 天候の影響により、工事期間が延長される見込みであるが届出が必要か。  
A2 届出は不要となりますが、近隣住民等に周知し、区役所へご連絡ください。
- Q3 近隣説明は説明会形式で実施しなければならないか。  
A3 説明すべき事項が説明されていれば個別訪問やチラシ配布でも問題ありません